

<諮問案件(1)>屋外広告物禁止地域の追加指定について【戸田駅西口駅前広場】

「戸田駅西口駅前交通広場」を禁止地域に指定し、良好な景観形成・維持に努めていきます。

1. 屋外広告物の禁止地域について

(戸田市屋外広告物条例第4条)

(1) 戸田市屋外広告物条例における禁止地域とは…

- ・本市において、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持をする必要性が高い地域や場所など屋外広告物を出すことが好ましくない場所を「禁止地域」に指定することで、一般広告物の掲出に制限をかけています。

(2) 現在の市内の禁止地域

1) 法律や条例の規定によるもの

- ・都市計画法の規定による生産緑地地区
- ・戸田市文化財保護条例の規定による建造物 など

2) 市長が指定するもの

- ・東京外環自動車道、首都高速道路及び東日本旅客鉄道の市内全区間
- ・東京外環自動車道、首都高速道路の両側200m以内の区域(路面高以下の空間を除く)
- ・駅前広場及びその周辺地域で、市長が指定する区域 など
→ 戸田公園駅西口駅前広場、北戸田駅東口駅前広場が指定

2. 戸田駅西口駅前広場の追加指定について

(1) 戸田駅西口駅前交通広場整備工事

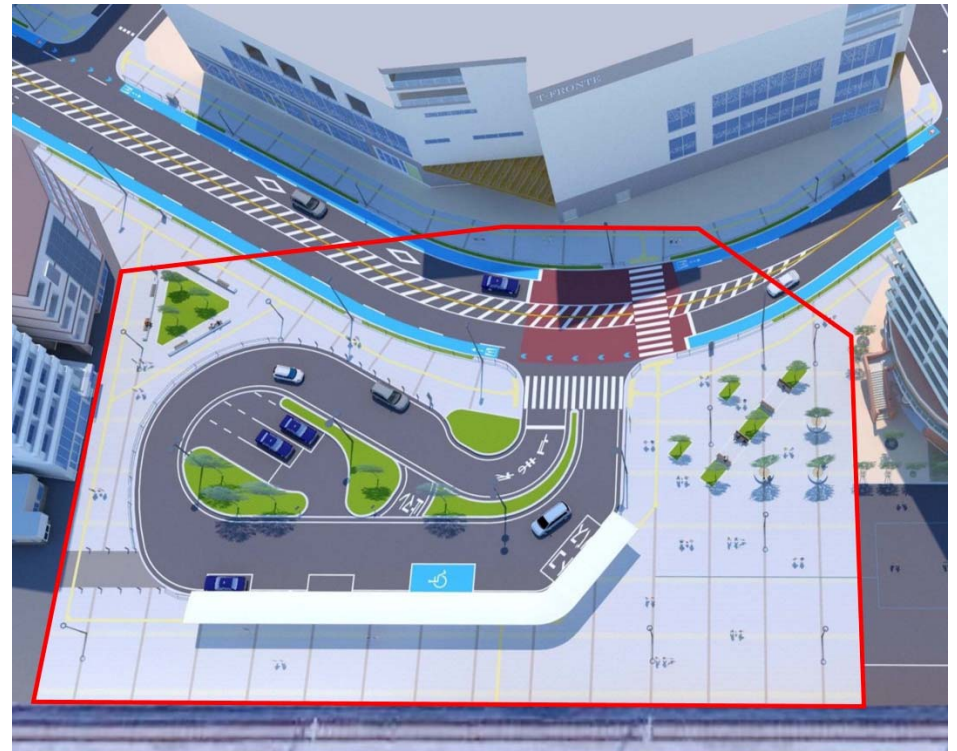
- ・令和4年2月までを工期とした「駅前交通広場整備工事」により、高質空間が整備されます。

(2) 戸田駅西口周辺景観づくり推進地区

- ・戸田駅西口駅前を含む、戸田駅西口周辺は景観づくり推進地区に指定がされており、景観づくりの方針を定め、屋外広告物等の掲出時等は規制に適合するよう民間事業者にも努めていただいています。

○指定効果について

市の顔ともなる駅前広場という公共性の高い場所に対し、屋外広告物の乱立を防ぐと共に、「戸田駅西口周辺景観づくり推進地区」内である駅前広場において、良好な景観づくりを進めていきます。



赤線：禁止地域としての指定地域範囲（都市計画決定範囲と同一）

3. 今後のスケジュールについて

| | |
|----------|----------------------|
| 令和3年9月 | 令和3年度第1回都市景観審議会 書面開催 |
| 令和4年1月 ~ | HPや広報等周知 |
| 令和4年2月 ~ | 工事完成に合わせて「告示」 |